

<資料1> 2019年度我孫子市長要望書・回答書(参考)

令和元年7月4日

若松第一自治会長：鈴木 邦明 様  
若松第二自治会長：橋本祐太郎 様  
若松地区水害対策委員会委員長：田中 豊 様

我孫子市長 星野順一郎

令和元年度若松地区の水害対策に関する要望について(回答説明資料)

この文書は、下記の要望に対する回答に関する説明資料として要望事項ごとに回答を組み込んだものです。参考に送付いたします。表敬訪問において説明資料として活用させていただきます。

記

令和元年5月30日

我孫子市長 星野 順一郎 様

若松第一自治会長：鈴木 邦明 様  
若松第二自治会長：橋本祐太郎 様  
若松地区水害対策委員会委員長：田中 豊 様

令和元年度若松地区の水害対策に関する要望について

若松地区の水害対策の根幹である5年確率降雨に対応する「雨水排水施設整備計画」は、当初平成24年5月19日に開催された住民説明会において、平成24年度から着工し、平成27年度末には計画の主要事業を完成させるという説明がありました。この計画は、最近の我孫子市をはじめ全国各地の集中豪雨の発生状況を考慮すると、私たちの安心・安全を確保するために十分とは言えませんが、若松地区における水害対策としては妥当なものと評価しております。

事業の進捗状況は、平成27年度末に4ヶ所のポンプ場の増強改修・ポンプの交換・自動運転化及び5ヶ所の樋管・樋門の築造が完了し、排水能力が向上したこと等が挙げられます。

また、バイパス管布設工事及び関連工事については、当初平成28年度着工、平成31年度完了の事業スケジュールが示され、平成28年度には、若松第1排水区の手賀沼公園部分及び若松第3排水区の3-1工区のバイパス管布設が完了するとともに、若松第1排水区の若松133番地地先部分については平成29年7月末完了しました。若松第3排水区の3-2工区については、平成29年度に完了する計画でありましたが、予期しない埋設支障物等の影響により平成30年度に繰越し、完了しました。

同時に若松第2排水区のうち一部の低段部分の雨水排水のための雨水管布設工事並びに所定の面整備工事が完了し、これにより第1排水区については、新しい雨水排水システムによる運用が開始されました。

しかし、平成30年4月28日の住民説明会におきまして、今後のバイパス管敷設工事のスケジュールが財政面及び施工場所の困難度等の理由で平成31年度完了から平成34年度完了に大幅に順延されました。その理由は一定の理解はできるものの、最近の全国各地の集中豪雨の発生状況を考え

ると看過できません。

つきましては、今後計画の前倒しにご努力いただくとともに、下記の要望事項を適切に推進されることを要望致します。

なお、下記事項について、7月4日に行われる表敬訪問の際に市長からご回答を頂くとともに、改めて文書で回答下さるよう要望致します。

## 記

### 1 雨水排水施設整備計画について

#### 1) 雨水排水施設整備計画着実な執行について

平成30年4月28日の住民説明会において、今後のバイパス管布設工事の完了が平成31年度完了から平成34年度完了に大幅に順延されました。これは、最近の集中豪雨の状況を考慮すると看過できません。ついては、現計画の確実な執行と計画の前倒しに努力することを要望します。

(治水課工務回答)

市の財政状況は、非常に厳しい状況で、一層の歳出削減に取り組んでいるところですが、若松地区の水害対策については重要課題と位置付けていますので、コスト削減や効率化を図りつつ、各地域の特性に合わせた計画とするとともに、地域の声を聴きながら公共下水道計画に基づき、要望の主旨を踏まえ着実に事業を進めます。

また、今後も現場の進捗状況を見ながら、国の交付金を活用し事業の早期完了を目指します。

#### 2) バイパス管工事に関する住民への説明について

バイパス管の工事場所は、地区内道路であることから住民生活に影響を及ぼすことが想定されます。ついては、影響を受ける住民に工事の施工手順、施工日時及び資機材の搬入等に関する詳細な説明を丁寧に粘り強く行い理解と協力を得ること及び毎年度施工に先立ち適切な時期に説明会を開催することを要望します。

(治水課工務回答)

バイパス管工事の沿道となる住民の方々には、理解と協力が得られるよう、積極的に工事説明を行います。また、今年度の工事説明会については、8月31日に開催を予定しております。

#### 3) 布設を完了したバイパス管の有効運用について

当地区の雨水排水事情は、バイパス管が完成しない限り、当地区の雨水排水の現状が改善されたとは言えず、工事期間が大幅に延長された現在、完成した施設を有効活用することが必要であります。このために、技術的に可能であれば布設を完了したバイパス管マンホール等に暫定的に高段地区の雨水管を接続するなどの工夫でバイパス管の布設効果を発揮させることを要望します。

(治水課工務回答)

若松第3排水区雨水管布設工事(3工区)の竣工に合わせて、上流からの既存排水管の復旧作業を施工し、完了した際には第3排水区のバイパス管の一部運用を開始します。また、その他の運用については、バイパス管布設工事が完了した箇所から順次運用が可能となるよう対応します。この結果、若松第2排水区の排水量は、計画排水量に低減され整備計画完了することになります。

#### 4) バイパス管排水区域の横断側溝、集水柵の適正配置等の面整備について

雨水管渠の排水能力及び集水桝等の集水能力が適切であることは、雨水排水施設整備計画の排水能力を確保するために不可欠であります。また、低段地区への雨水を流入させないことが前提であります。このためには、雨水排水管の容量不足・逆勾配等の不具合の解消、横断側溝配置計画並びに集水管及び集水桝の適正配置等が不可欠であります。

このことに関しその後道路課及び治水課と協議を重ね、平成30年3月2日付建設部長回答により以下に示す一定の確認が行なわれました。当面は、この確認を誠実に履行するよう要望します。また、問題が発生した場合は、改めて協議することを要望します。

① バイパス管布設区域の横断側溝（グレーチング蓋）の設置

バイパス管排水区（高段地区）からポンプおよび自然排水併用排水区（低段地区）への雨水を流入させないために、バイパス管の整備が完了した箇所から、その都度速やかに順次施工する。

（治水課工務回答）

横断側溝の設置については、要望に基づきバイパス管の整備が完了した箇所から、順次施工していきます。また、部分的に排水能力が不足する恐れがある区間については、状況を確認しながら整備を進めていきます。

② 既存横断側溝（グレーチング蓋）について

不具合がある場合は、速やかに改修等対応する。

（道路課回答）

既存横断側溝（グレーチング蓋）については、不具合がある場合は対応します。

③ 集水桝の集水能力の向上について

集水桝の適正配置、集水桝蓋のグレーチング化、集水桝、集水桝取付管の清掃等については常に留意する。

（道路課回答）

集水桝の適正配置、集水桝蓋のグレーチング化、集水桝、集水桝取付管の清掃等について留意し、必要が認められる場合は、清掃等を実施します。

④ 降雨時の排水不良箇所が生じた場合は、付近の住民からの通報により速やかに対応する。

なお、対応結果については、文書により報告すること。

（道路課回答）

通報により確認した排水不良箇所は、速やかに現地を確認し必要が認められるばあいには、集水桝等の清掃を実施します。清掃の実施については、付近の方から連絡いただくことで早期に対応できますのでご協力をお願いします。

なお、対応結果については、道路課として年間千件を超える市内の苦情等に対応しているため、細かな案件への報告は申し出た住民に電話等口頭で行い、重要な案件は文書で報告します。

## 2 手賀沼公園多目的広場の築堤について

手賀沼公園多目的広場の手賀沼に面する箇所で地盤高がYP+4.50m未満の箇所があり、予てよりこのたび築堤される湖岸堤と同じ高さに改善することを要望し、市長表敬訪問において市長から、「公園内の地盤でY.P.+4.50m以下の場所があることは承知している。今年度測量を行い、景観に支障が出ないように設計し、イベントの開催に支障がないよう工事を行いたい。」と表明されました。

それに基づき、平成29年2月22日の公園緑地課との協議において、「今年度測量した。盛土高

Y.P.+4.50mを確保する。来年度盛土の形状・範囲、関連する園路の嵩上げ等の設計を実施、30年度に再整備工事を予算化する」ことが表明されました。

ところが、平成29年12月15日の公園緑地課との協議において以下を根拠として、平成30年度の市の事業整備予算として計上されず、実施出来なくなったことが明らかになりました。

その後この課題解決のため、平成30年12月21日 柏土木事務所、我孫子市公園緑地課、治水課及び若松水害対策委員会の四者による現地立合い打合せが行われました。その結果、公園内の適切な箇所にY.P.+4.50mを確保するための築堤状盛土及び構造物設置の整備を県が行うこととなりました。

今後我孫子市が公園の管理者としての責任を自覚して公園の築堤等を積極的に推進することを要望します。

なお、手賀沼公園内の築堤については、遊戯鉄道（ミニSL）への出入口に築堤、構造物の設置が困難であることから緊急時には部分的に土のう等の設置が必要になるので、その対応については我孫子市が責任をもって行うことを要望します。

#### （公園緑地課回答）

手賀沼公園広場築堤盛土の設計を行った結果、遊戯施設（ミニSL）の線路や円形エントランスに繋がる園路及び既存の手賀沼護岸などの広範囲な改修が必要であることから、膨大な経費が見込まれ現時点での全体的な改修は難しい状況となりました。

しかしながら、公園内でY.P.+4.50mに満たない箇所について、公園内の適切な箇所に築堤状盛土及び構造物を千葉県が整備することになりましたので、今後は、千葉県と連携しながら事業を進めていきます。

遊戯施設（ミニSL）の出入り口は、線路の嵩上げが困難で築堤などの設置が難しいことから構造物設置などを行い、Y.P.+4.50mに満たない区間をできるだけ短くして、計画以上の降雨により手賀沼の水位が上昇し越水の恐れが生じた場合は、土のうを設置して対応していきます。具体的対応につきましては、水害対策委員会と協議します。

### 3 湖岸堤法面及び緑地帯の排水施設の設置について

湖岸堤が整備されることによって法面及び天端の雨水の緑地帯への流入が現況より増加することになります。若松地区は手賀沼湖岸に隣接した住宅地であるという特殊事情を考慮し、緑地帯を雨水貯留能力の増強に活用することに配慮するとともに集排水施設を整備することが必要であります。これを推進するに当たっては、地盤面の高低差、既存埋設雨水管及び新設樋管との位置関係など幾つかの技術的課題を克服していくことが必要であり、県が集水に、市が排水に責任を持つ等役割分担を明確にして、対応することを要望します。

#### （治水課回答）

県の工事時期は盛土の圧密沈下後と聞いています。その際は、県が集水した法面からの排水を、樋管を通じ適切に排水できるように県と調整していきます。

### 4 停電時におけるポンプ場の排水機能の確保について

平成30年10月1日台風24号による暴風雨に際して降雨量は少なかったものの、若松地区では停電が発生しました。第一自治会管内はごく短時間でしたが、第二自治会管内には長時間の停電が発生しました。

停電の時間及び当時の雨量は次の通りでありました。

停電時間：午前2時11分発生 同日午前11時25分復旧 電力喪失時間：9時間14分

雨量：我孫子北近隣センター観測値

最大時間雨量 27.0mm 最大10分間雨量 11.0mm 総雨量 29.0mm



ポンプ場への影響は、第1ポンプ場は通電していましたが、第2, 3, 4ポンプ場は、9時間14分間電力喪失する事態が発生しました。

この事態に伴い委員会では、市に対して停電の原因の調査、代替電源（発電機）の手配の状況、停電時のポンプ稼働に関するマニュアルの作成等を要望してきました。

具体的には、令和元年5月7日付で治水課長宛に要望書を提出し、5月24日に回答がありました。納得できる回答が得られていません。つきましては、今後同様の事態が発生しても慌てず対応するために、引き続き誠意ある協議を行うよう貴職より適切に指導されることを要望します。  
(治水課回答)

若松地区のポンプ場については、公共電力から受電しているため、停電時には可搬式発電機を調達し、電源を確保する対応を進めています。また、停電時の電源の確保に対する具体的な対応等については、これまでの協議の到達点を踏まえさらに協議を進めていきます。

## 5 若松地区雨水排水施設の維持管理について

若松地区雨水排水施設の当面の維持管理については、平成30年3月2日付建設部長回答において、バイパス管を除く雨水管渠については

「堆積物の状況を調査し、問題のある箇所を5月までに実施します。今後の雨水管渠の清掃は、今回の堆積物調査結果を参考に協議してまいります」

その他の排水施設（バイパス管、ポンプ場及び樋管・樋門）については

「ポンプ場及び樋管に関しては、現在職員及び業者による定期点検と年に一度のメンテナンスを業者に委託して実施している。上記を踏まえ、実施計画の策定を検討してまいります。」

と回答されております。また、樋管吐出口付近の特定外来生物（ナガエツルノゲイトウ等）の除去についても計画的に実施することが回答されています。

集水枡については、昨年度道路課との協議により水溜り、排水不良等の不具合が発生した場合は住民からの改善要望の連絡に従いその都度速やかに適切な対応を行うことになりました。

以上の経緯を踏まえ、排水施設の維持管理に関する点検、調査、清掃、支障物の排除等の作業を計画通り行うとともに実施した事項についてはその結果を速やかに自治会又は委員会へ通知・報告することを要望します。詳細については、令和元年5月7日付で治水課長宛に要望書を提出し、5月24日に回答がありましたが、納得できるものではありません。引き続き誠意ある協議を行うよう貴職より適切に指導されることを要望します。

(治水課回答)

若松地区の雨水排水施設については、常に良好な状態を保つよう巡視・点検を実施し、若松地区の安全が保持されるよう各排水施設の維持管理を進めていきます。

なお、維持管理の具体的方法等につきましては、これまでの協議の到達点を踏まえさらに協議を進めていきます。

## 6 若松地区雨水排水事業を補完する事業の推進について

若松地区雨水排水事業を補完する事業として予てより、現遊歩道を含む緑地を活用した当地区の貯留機能の増強及び若松地区雨水流出抑制対策の推進事業としての市が定める雨水抑制施設設置補助制度を積極的に運用し、緑、寿を含めた当該地域内の宅地に雨水抑制・貯留施設の設置に対する補助金の増加、手続き簡素化等を例年に引き続いて要望します。

(治水課回答)

「現遊歩道を含む緑地を活用した当地区の貯留能力の増強」については、今後の検討課題とし、県とも協議してまいります。

雨水抑制施設設置補助制度については、平成16年度から始まった制度であり、これまで、2地

(4自治会)から申し出があり、その際、一般枠とは別にモデル地区に要する費用を計上し実施しました。若松地区につきましても設置要望の個数など取りまとめていただきましたら予算化に向けて検討していきたいと思えます。

## 7 汚水管の監視について

汚水管の布設替え工事は、平成20年度(19年度分工事)をもって、当初の年次計画が完了しましたが、未実施地区での布設替えについては、これまでの工事の効果を見極めたうえで、昨年度に引き続き必要に応じて検討することを要望します。

(下水道課回答)

汚水管の布設替えについては、今後も現場状況を注視しながら必要に応じて対応していきます。

## 8 その他

以上の項目以外の水害対策に関する事項は、若松第一自治会又は若松第二自治会若しくは若松地区水害対策委員会と協議し、事業に地域住民の意向を十分に反映させることを要望します。

(治水課回答)

若松地区の水害対策については、今後も地域住民の意向を踏まえ、ご理解・ご協力が得られるよう協議していきます。